

墨田区自転車駐車場の付置義務について

(墨田区自転車等の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例)

墨田区内において、一定の面積規模を超えた遊技場、スーパーマーケット等の小売店舗、飲食店、銀行等の金融機関、学習施設、スポーツ施設、病院、診療所などの施設を新設（建築確認申請を必要とする用途変更を含む。）または増築する場合は、「墨田区自転車等の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例」の規定に基づき、自転車駐車場を設置しなければなりません。

● 付置義務の対象となる区域（条例第 18 条）

墨田区の全域

● 付置義務の対象となる施設（条例第 19 条）

施設の用途	施設の規模	自転車駐車場の規模
遊技場及びカラオケボックス	店舗面積が 200 平方メートルを超えるもの	店舗面積に対して、10 平方メートル（店舗面積のうち 5,000 平方メートルを超える部分の面積に対しては、20 平方メートル）ごとに 1 台
百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗及び飲食店	店舗面積が 200 平方メートルを超えるもの	店舗面積に対して、20 平方メートル（店舗面積のうち 5,000 平方メートルを超える部分の面積に対しては、40 平方メートル）ごとに 1 台
銀行等金融機関	店舗面積が 400 平方メートルを超えるもの	店舗面積に対して、25 平方メートル（店舗面積のうち 5,000 平方メートルを超える部分の面積に対しては、50 平方メートル）ごとに 1 台
学習施設並びに教育及び趣味等の教授を目的とする施設	教室面積が 300 平方メートルを超えるもの	教室面積に対して、15 平方メートル（教室面積のうち 5,000 平方メートルを超える部分の面積に対しては、30 平方メートル）ごとに 1 台
スポーツ、体育及び健康の増進を目的とする施設	運動場面積が 500 平方メートルを超えるもの	運動場面積に対して、25 平方メートル（運動場面積のうち 5,000 平方メートルを超える部分の面積に対しては、50 平方メートル）ごとに 1 台
病院及び診療所	診療施設面積が 300 平方メートルを超えるもの	診療施設面積に対して、15 平方メートル（診療施設面積のうち 5,000 平方メートルを超える部分の面積に対しては、30 平方メートル）ごとに 1 台

● 特定小型原動機付自転車の利用者への配慮について（条例第 22 条、要綱第 4 条）

自転車駐車場の対象車両は、自転車と特定小型原動機付自転車です。

駐輪ラックなど特殊な装置を設置する場合においては、電動キックボードや3輪電動スクーター等の特定小型原動機付自転車の利用者に配慮して、平置式の駐車スペースを1台以上設けるよう努めてください。

● 施設設置者の責務について（条例第 6 条）

自転車駐車場の付置義務は、自転車及び特定小型原動機自転車（以下「自転車等」という。）の駐車需要を生じさせる施設の所有者等に自転車駐車場の設置を義務付けるものですが、付置義務の対象とならない施設であっても、自転車等の駐車需要が無いわけではありません。また、従業員等の自転車利用も考えられます。

施設の新築や増築を行う場合は、完成後の施設利用状況を十分に考慮し、施設の規模にかかわらず、設置者の責務として自転車駐車場の設置をお願いします。

● 発行・問い合わせ先

墨田区都市整備部土木管理課 交通安全担当（庁舎 10 階）
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号
電話 03-5608-6203（直通）
FAX 03-5608-6410
メール koutsuanzen@city.sumida.lg.jp



ひと、つながる。
墨田区

● 施設の主な事例

○ 遊技場、カラオケボックス

パチンコ店、パチスロ店、ゲームセンター、ビリヤード場、施設内のゲームコーナー、カラオケボックス等

○ 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗及び飲食店

百貨店、ホームセンター、スーパーマーケット、ドラッグストア、コンビニエンスストア、家電量販店、旅行代理店、衣料店、その他の物販店等

レストラン、食堂、喫茶店、マンガ喫茶店、ネットカフェ店、ファーストフード店、施設内のフードコート等

○ 銀行等金融機関

銀行、信用金庫、郵便局、信託銀行、証券会社、消費者金融会社等

○ 学習施設並びに教育及び趣味等の教授を目的とする施設

幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高校、専門学校、大学、学習塾、予備校、語学スクール、ビジネススクール、博物館、美術館、料理教室、習字教室、そろばん教室等

○ スポーツ、体育及び健康の増進を目的とする施設

体育館、フィットネスクラブ、ジム、テニススクール、ゴルフスクール及び練習場、スイミングスクール、ボーリング場、グラウンド場、サウナ施設、スパ施設等

○ 病院及び診療所

病院、診療所、鍼灸院、接骨院、整体、カイロプラクティック、マッサージ等

上記以外についても、自転車等利用者の需要が発生すると考えられる施設については、対象となりますので、詳細についてはお問い合わせください。

● 店舗等の面積に含まれる床面積の範囲（条例施行規則第 26 条）

○ 遊技場及びカラオケボックス

遊技室、景品交換所、受付所、個室、待合室、厨房及びこれらに類するもの

○ 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗及び飲食店

売場、売場間の通路、ショーウィンドー、ショールーム、承り所、物品加工修理場（生鮮食品の加工を行うものを含む）、飲食の用に供する部分、厨房及びこれらに類するもの

○ 銀行等金融機関

銀行室、待合室、応接室、現金自動受払機設置室、ショーウィンドー及びこれらに類するもの

○ 学習施設並びに教育及び趣味等の教授を目的とする施設

教室、講堂、実習室、図書室、資料室、集会室及びこれらに類するもの

○ スポーツ、体育及び健康の増進を目的とする施設

競技場、運動場、練習場、マッサージ室、更衣室、浴室、休憩室、観覧場及びこれらに類するもの

○ 病院及び診療所

診療室、施術室、待合室、会計所及びこれらに類するもの

店舗等面積に含まれる床面積は、上記範囲のほか風除室や利用者用トイレなど、主として利用者が立ち入る範囲を含めます。

事務室、機械室、避難通路、従業員専用の休憩室及びトイレなど、利用者が立ち入らない部分は、面積に含めません。

また、階段、エレベータ、エスカレータなどの昇降設備も面積に含めません。

屋上、塔屋については、面積に含めませんが、当該部分で遊技場、売店、運動場、飲食の用に供する部分は、面積に含めます。

銀行室については、利用者から見える執務室、貸金庫室は、面積に含めます。

● 施設の新築（建築確認申請を伴う用途変更を含む）の場合の算定例（条例第 19 条）

○ 単一用途施設の場合

（例）床面積 250 m²のドラックストアを新設する場合

ドラックストア 250 m ²

$$\begin{array}{l} \text{床面積} \\ 250 \text{ m}^2 \end{array} > \begin{array}{l} \text{施設の規模} \\ 200 \text{ m}^2 \end{array} \Rightarrow \text{付置義務あり}$$

$$\begin{array}{l} \text{床面積} \\ 250 \text{ m}^2 \end{array} \div \begin{array}{l} \text{自転車駐車場の規模} \\ 20 \text{ m}^2/\text{台} \end{array} = 12.5 \div \begin{array}{l} \text{少数以下切捨} \\ 12 \text{ 台} \end{array}$$

ゆえに付置義務台数は、12 台となります。

○ 単一用途施設で、5,000 m²を超える場合

（例）床面積 7,500 m²のスーパーマーケットを新設する場合

スーパーマーケット 7,000 m ² (5,000 m ²)
5,000 m ² を超える面積 (2,500 m ²)

$$\begin{array}{l} \text{床面積} \\ 7,500 \text{ m}^2 \end{array} > \begin{array}{l} \text{施設の規模} \\ 200 \text{ m}^2 \end{array} \Rightarrow \text{付置義務あり}$$

5,000 m²を超える部分の面積については緩和する。

$$\begin{array}{l} \text{床面積} \\ 5,000 \text{ m}^2 \end{array} \div \begin{array}{l} \text{自転車駐車場の規模} \\ 20 \text{ m}^2/\text{台} \end{array} = 250 \text{ 台}$$

$$\begin{array}{l} \text{床面積（緩和）} \\ 2,500 \text{ m}^2 \end{array} \div \begin{array}{l} \text{自転車駐車場の規模（緩和）} \\ 40 \text{ m}^2/\text{台} \end{array} = 62.5 \div \begin{array}{l} \text{少数以下切捨} \\ 62 \text{ 台} \end{array}$$

ゆえに付置義務台数は、250 台 + 62 台 = 312 台となります。

○ 混合用途施設の場合

（例）床面積 500 m²の銀行と床面積 350 m²の診療所を新設する場合

銀行 500 m ²
診療所 350 m ²

（銀行）

$$\begin{array}{l} \text{床面積} \\ 500 \text{ m}^2 \end{array} > \begin{array}{l} \text{施設の規模} \\ 400 \text{ m}^2 \end{array} \Rightarrow \text{付置義務あり}$$

$$\begin{array}{l} \text{床面積} \\ 500 \text{ m}^2 \end{array} \div \begin{array}{l} \text{自転車駐車場の規模} \\ 25 \text{ m}^2/\text{台} \end{array} = 20 \text{ 台}$$

（診療所）

$$\begin{array}{l} \text{床面積} \\ 350 \text{ m}^2 \end{array} > \begin{array}{l} \text{施設の規模} \\ 300 \text{ m}^2 \end{array} \Rightarrow \text{付置義務あり}$$

$$\begin{array}{l} \text{床面積} \\ 350 \text{ m}^2 \end{array} \div \begin{array}{l} \text{自転車駐車場の規模} \\ 15 \text{ m}^2/\text{台} \end{array} = 23.3 \div \begin{array}{l} \text{少数以下切捨} \\ 23 \text{ 台} \end{array}$$

ゆえに付置義務台数は、20 台 + 23 台 = 43 台となります。

（例）床面積 150 m²のレストランと床面積 100 m²のゲームセンターを新設する場合

レストラン 150 m ²
ゲームセンター 100 m ²

（レストラン）

$$\begin{array}{l} \text{床面積} \\ 150 \text{ m}^2 \end{array} < \begin{array}{l} \text{施設の規模} \\ 200 \text{ m}^2 \end{array} \Rightarrow \text{単一用途では付置義務なし}$$

$$\begin{array}{l} \text{床面積} \\ 150 \text{ m}^2 \end{array} \div \begin{array}{l} \text{自転車駐車場の規模} \\ 20 \text{ m}^2/\text{台} \end{array} = 7.5 \div \begin{array}{l} \text{少数以下切捨} \\ 7 \text{ 台} \end{array}$$

（ゲームセンター）

$$\begin{array}{l} \text{床面積} \\ 100 \text{ m}^2 \end{array} < \begin{array}{l} \text{施設の規模} \\ 200 \text{ m}^2 \end{array} \Rightarrow \text{単一用途では付置義務なし}$$

$$\begin{array}{l} \text{床面積} \\ 100 \text{ m}^2 \end{array} \div \begin{array}{l} \text{自転車駐車場の規模} \\ 10 \text{ m}^2/\text{台} \end{array} = 10 \text{ 台}$$

単一用途では付置義務対象にはなりませんが、合計が 10 台以上あれば付置義務の対象になります。

$$7 \text{ 台} + 10 \text{ 台} = 17 \text{ 台} \geq 10 \text{ 台} \Rightarrow \text{付置義務あり}$$

ゆえに付置義務台数は、17 台となります。

○ 混合用途施設で、5,000 m²を超える場合（条例第 19 条第 2 項）

（例）床面積 6,000 m²のホームセンターと床面積 2,000 m²の体育館を新設する場合



$$6,000 \text{ m}^2 + 2,000 \text{ m}^2 = 8,000 \text{ m}^2 \geq 5,000 \text{ m}^2 \Rightarrow \text{緩和あり}$$

（ホームセンター）

$$\frac{\text{床面積}}{6,000 \text{ m}^2} \times \frac{\text{緩和基準面積}}{5,000 \text{ m}^2} \div \frac{\text{混合用途の合計面積}}{8,000 \text{ m}^2} = 3,750 \text{ m}^2$$

$$\frac{\text{床面積}}{3,750 \text{ m}^2} \div \frac{\text{自転車駐車場の規模}}{20 \text{ m}^2/\text{台}} = 187.5 \text{ 台} \div 187 \text{ 台}$$

$$\frac{\text{床面積（緩和）}}{(6,000 \text{ m}^2 - 3,750 \text{ m}^2)} \div \frac{\text{自転車駐車場の規模（緩和）}}{40 \text{ m}^2/\text{台}} = 56.2 \text{ 台} \div 56 \text{ 台}$$

$$187 \text{ 台} + 56 \text{ 台} = 243 \text{ 台}$$

（体育館）

$$\frac{\text{床面積}}{2,000 \text{ m}^2} \times \frac{\text{緩和基準面積}}{5,000 \text{ m}^2} \div \frac{\text{混合用途の合計面積}}{8,000 \text{ m}^2} = 1,250 \text{ m}^2$$

$$\frac{\text{床面積}}{1,250 \text{ m}^2} \div \frac{\text{自転車駐車場の規模}}{25 \text{ m}^2/\text{台}} = 50 \text{ 台}$$

$$\frac{\text{床面積（緩和）}}{(2,000 \text{ m}^2 - 1,250 \text{ m}^2)} \div \frac{\text{自転車駐車場の規模（緩和）}}{50 \text{ m}^2/\text{台}} = 15 \text{ 台}$$

$$50 \text{ 台} + 15 \text{ 台} = 65 \text{ 台}$$

ゆえに付置義務台数は、243 台 + 65 台 = 308 台となります。

● 施設を増築する場合の付置義務（条例第 20 条・付則）

施設を増築した場合に、付置義務の対象となる施設は、新築の場合と同様です。

算定方法は、増築部分のみを対象とするのではなく、増築後の施設をすべて新築したものとみなします。増築後の施設面積が、付置義務の施設面積を超えている場合、当該施設に必要な自転車駐車場台数を算出し、そこから既に設置されている自転車駐車場の規模を控除して、新たに設置してください。ただし、条例が施行される前に建築された部分については、適用はされませんので、面積から除外してください。

○ 付置義務の適用対象外となる建築物（増設前の部分を施設面積から除外して算出）

- ① 昭和 60 年 4 月 1 日前に建築確認を申請した施設
- ② 商業地域及び近隣商業地域以外の地域で、平成 26 年 4 月 1 日前に建築確認を申請した施設
- ③ 平成 26 年 4 月 1 日前に建築確認を申請したカラオケボックス、飲食店、スポーツ・体育及び健康の増進を目的とする施設、病院及び診療所

● 施設の増築の場合の算定例（条例第 20 条）

○ 単一用途施設の増築で、増築後に付置義務対象面積となる場合（条例第 20 条第 1 号）

（例）床面積 150 m²のドラックストアを 100 m²増築し、250 m²とする場合



$$\frac{\text{増築後床面積}}{250 \text{ m}^2} > \frac{\text{施設の規模}}{200 \text{ m}^2} \Rightarrow \text{付置義務あり}$$

① 既存施設が、条例の適用前に建築された場合

$$\frac{\text{増築後床面積}}{(250 \text{ m}^2 - 150 \text{ m}^2)} \div \frac{\text{自転車駐車場の規模}}{20 \text{ m}^2/\text{台}} = 5 \text{ 台}$$

ゆえに付置義務台数は、5 台となります。

② 既存施設が、条例の適用後に建築された場合

$$\frac{\text{増築後床面積}}{250 \text{ m}^2} \div \frac{\text{自転車駐車場の規模}}{20 \text{ m}^2/\text{台}} = 12.5 \div \text{少数以下切捨} \quad 12 \text{ 台}$$

ゆえに付置義務台数は、12 台となります。

○ 単一用途施設の増築で、既に付置義務対象面積である場合（条例第 20 条第 1 号）

（例）床面積 500 m²のパチンコ店を 300 m²増築し、800 m²とする場合



$$\begin{array}{c} \text{増築後床面積} \\ 800 \text{ m}^2 \end{array} > \begin{array}{c} \text{施設の規模} \\ 200 \text{ m}^2 \end{array} \Rightarrow \text{付置義務あり}$$

① 既存施設が、条例の適用前に建築された場合

$$\begin{array}{c} \text{増築後床面積} \\ (800 \text{ m}^2 \end{array} - \begin{array}{c} \text{増築前面積} \\ 500 \text{ m}^2 \end{array}) \div \begin{array}{c} \text{自転車駐車場の規模} \\ 10 \text{ m}^2/\text{台} \end{array} = 30 \text{ 台}$$

ゆえに付置義務台数は、30 台となります。

② 既存施設が、条例の適用後に建築された場合

$$\begin{array}{c} \text{増築前床面積} \\ 500 \text{ m}^2 \end{array} \div \begin{array}{c} \text{自転車駐車場の規模} \\ 10 \text{ m}^2/\text{台} \end{array} = \begin{array}{c} \text{既設置台数} \\ 50 \text{ 台} \end{array}$$

$$\begin{array}{c} \text{増築後床面積} \\ (800 \text{ m}^2 \end{array} \div \begin{array}{c} \text{自転車駐車場の規模} \\ 10 \text{ m}^2/\text{台} \end{array}) - \begin{array}{c} \text{既設置台数} \\ 50 \text{ 台} \end{array} = 30 \text{ 台}$$

ゆえに付置義務台数は、30 台となります。ただし、既設置台数が 50 台より多い場合は、超えた部分は付置義務台数から控除します。

○ 増築後の施設が混合用途施設となる場合（条例第 20 条第 2 号）

（例）床面積 150 m²のドラックストアに 100 m²の学習塾を増設する場合

（ドラックストア）



$$\begin{array}{c} \text{床面積} \\ 150 \text{ m}^2 \end{array} < \begin{array}{c} \text{施設の規模} \\ 200 \text{ m}^2 \end{array} \Rightarrow \text{単一用途では付置義務なし}$$

$$\begin{array}{c} \text{床面積} \\ 150 \text{ m}^2 \end{array} \div \begin{array}{c} \text{自転車駐車場の規模} \\ 20 \text{ m}^2/\text{台} \end{array} = 7.5 \div \begin{array}{c} \text{少数以下切捨} \\ 7 \text{ 台} \end{array}$$

（学習塾）

$$\begin{array}{c} \text{床面積} \\ 100 \text{ m}^2 \end{array} < \begin{array}{c} \text{施設の規模} \\ 300 \text{ m}^2 \end{array} \Rightarrow \text{単一用途では付置義務なし}$$

$$\begin{array}{c} \text{床面積} \\ 100 \text{ m}^2 \end{array} \div \begin{array}{c} \text{自転車駐車場の規模} \\ 15 \text{ m}^2/\text{台} \end{array} = 6.6 \div \begin{array}{c} \text{少数以下切捨} \\ 6 \text{ 台} \end{array}$$

$$7 \text{ 台} + 6 \text{ 台} = 13 \text{ 台} \geq 10 \text{ 台} \Rightarrow \text{付置義務あり}$$

単一用途では付置義務対象にはなりませんが、合計が 10 台以上あれば付置義務の対象になります。

① 既存施設が、条例の適用前に建築された場合

（学習塾のみ）

$$\begin{array}{c} \text{増築する床面積} \\ 100 \text{ m}^2 \end{array} \div \begin{array}{c} \text{自転車駐車場の規模} \\ 15 \text{ m}^2/\text{台} \end{array} = 6.6 \div \begin{array}{c} \text{少数以下切捨} \\ 6 \text{ 台} \end{array}$$

ゆえに付置義務台数は、6 台となります。

② 既存施設が、条例の適用後に建築された場合

$$\begin{array}{c} \text{ドラックストア} \\ 7 \text{ 台} \end{array} + \begin{array}{c} \text{学習塾} \\ 6 \text{ 台} \end{array} = 13 \text{ 台}$$

ゆえに付置義務台数は、13 台となります。

● 自転車駐車場の設置位置、構造の基準（条例第 19 条・第 22 条、要綱第 2 条・第 4 条）

- 自転車駐車場は、当該施設もしくは敷地内、または当該施設から概ね 50m 以内で、自転車等の利用者が駐車しやすい場所に設置してください。
- やむを得ず施設の地下や 2 階以上に設置する場合は、自転車を運搬することができるベルトコンベアーやエレベーターなどの構造を設置してください。エレベーターは、利用者がエレベーター内で自転車等の前輪を上げることなく出入庫できる広さの構造とします。
- 自転車駐車場の駐車スペースは、1 台当たり 1 ㎡以上としてください。（幅 0.6m、長さ 1.8m を標準とします。）ただし、駐輪ラックなどの特殊な装置を設置する場合は、この限りではありませんが、電動キックボードや 3 輪電動スクーター等の特定小型原動機付自転車の利用者に配慮して、平置式の駐車スペースを 1 台以上設けるよう努めてください。
- 自転車駐車場には、自転車等利用者にわかりやすいように、案内看板を設置してください。
- 自転車等利用者の安全のために、必要に応じて白線や柵、照明設備などを設置してください。

● 自転車駐車場の駐車台数（要綱第 3 条）

自転車駐車場の駐車台数は、施設の利用者が自由に駐車することができる台数を確保してください。施設の利用者とは別に、施設の管理者や従業員、居住者専用の駐車場を設置するときは、付置義務の駐車台数には含めません。

● 自転車駐車場の管理（条例第 6 条・第 25 条）

- 設置後の自転車駐車場は、適正に使用されるように維持管理をしてください。
- 必要に応じて自転車等整理員を配置し、自転車等利用者への案内や誘導、場内の整理整頓を行うほか、施設周辺の道路などに放置されないように注意指導を行ってください。

● 付置義務の対象となる場合の届出（条例第 23 条）

付置義務の対象となる施設の設置者は、次の書類が必要です。建築確認申請時までに 2 部提出してください。提出内容の審査後に 1 部を返却します。

- 自転車駐車場設置・変更届（押印不要、2 部提出）
 - ① 施設の配置図（施設内や敷地における自転車駐車場の位置がわかる図面）
 - ② 施設の各階平面図（対象となる床面積がわかる求積図及び色分図）
 - ③ 店舗面積等の計算書（付置義務台数の算定根拠となる計算書）
面積計算は、検算しやすいように「縦延長×横延長」としてください。
 - ④ 自転車駐車場の平面図（駐輪区画、通路、白線、駐輪ラックなどの詳細がわかるもの）
 - ⑤ 自転車駐車場の構造図（駐輪ラックなど特殊な装置を用いる自転車駐車場に限る）

届出後から設置が完了するまでの間に大幅な変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。ただし、軽微な変更の場合は、協議のうえ完了時に一括変更することができます。

● 設置が完了した場合の届出（規則第 29 条）

自転車駐車場の設置が完了した場合は、速やかに完了届を 2 部提出してください。区職員による施設の立入検査後に 1 部を返却します。

- 自転車駐車場設置完了届（押印不要、2 部提出）
添付書類は申請時と同じですが、自転車駐車場の完了写真を添付してください。

● 各申請様式は、墨田区のホームページからダウンロードしてください。

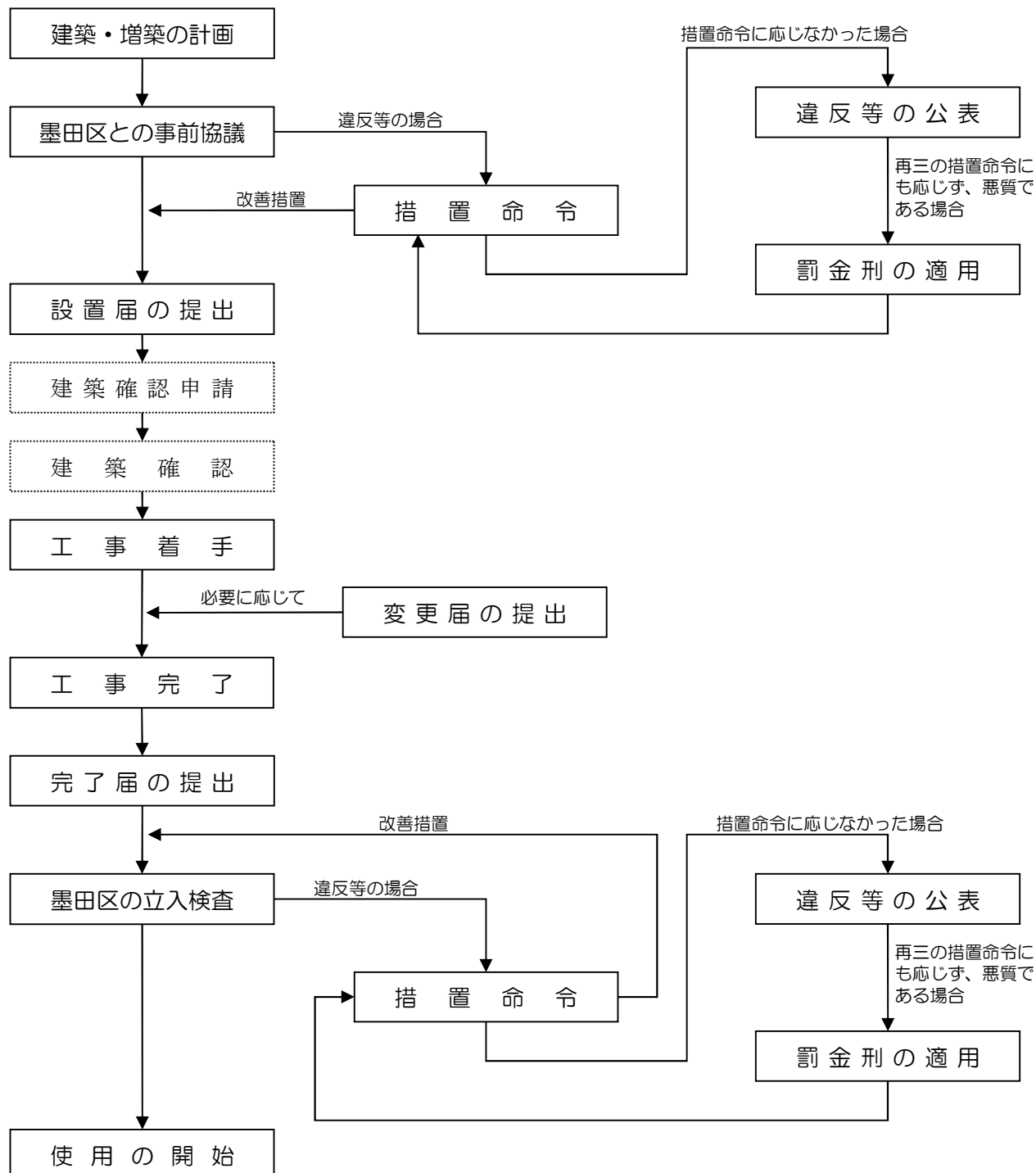
【墨田区公式ウェブサイト（<http://www.city.sumida.lg.jp>）】

トップページ ⇒ オンラインサービス ⇒ 申請書ダウンロード ⇒ 土木関係申請書 ⇒ 自転車駐車場付置義務

● 付置義務の規定に違反した場合の措置（条例第26条から第30条）

- 付置義務規定の自転車駐車場を設置しなかったり、設置していても設置台数が不足していたり、自転車駐車場として使用されていなかったなどの違反がある場合には、区長は期限を定めて違反を是正する措置の実施を命ずることがあります。
- 資料の提出を拒んだり虚偽の報告をした場合や、区職員による立入検査を拒んだり妨げた場合、また、措置命令に応じなかった場合については、施設の所有者もしくは管理者の氏名及び違反事実を公表することがあります。
- 再三の措置命令にも応じず、公表を行っても改善が見られないなど悪質な場合は、刑事訴訟法による罰金刑に処します。
罰金は、行為者及び行為者の所属する法人等の両方に処します。

● 付置義務に関する手続きのフロー



使用の開始後に違反等があった場合についても、墨田区の立入検査を行い、以後同様のフローとします。

● 墨田区自転車等の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例【抜粋】（令和7年1月1日改正）

（施設の設置者等の責務）

第6条 公共施設、商業施設、娯楽施設等自転車等の駐車需要を生じさせる施設を設置し、又は管理する者は、当該施設の利用者のために必要な自転車駐車場の設置に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

2 前項の施設を設置し、又は管理する者は、自転車等の整理員を配置し、施設利用者に対し自転車等の適正な駐車を呼び掛けるとともに、施設周辺に放置された自転車等が一般の通行に支障を来すおそれがある場合には、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

（区域の指定）

第18条 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第5条第4項の規定により条例で定める区域（以下「指定区域」という。）は、墨田区内の全域とする。

（施設を新築する場合の自転車駐車場の設置）

第19条 指定区域内において、次の表の左欄に掲げる用途（以下「指定用途」という。）に供する施設で同表の中欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、同表の右欄により算定した規模（2以上の指定用途に供する施設（以下「混合用途施設」という。）の新築については、当該用途ごとに同表の右欄により算定した規模の合計が10台以上である場合には、その合計した規模）の自転車駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設からおおむね50メートル以内で自転車又は特定小型原動機付自転車の利用者が駐車しやすい場所に設置しなければならない。

施設の用途	施設の規模	自転車駐車場の規模
遊技場及びカラオケボックス	店舗面積が200平方メートルを超えるもの	店舗面積に対して、10平方メートル（店舗面積のうち5,000平方メートルを超える部分の面積に対しては、20平方メートル）ごとに1台
百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗及び飲食店	店舗面積が200平方メートルを超えるもの	店舗面積に対して、20平方メートル（店舗面積のうち5,000平方メートルを超える部分の面積に対しては、40平方メートル）ごとに1台
銀行等金融機関	店舗面積が400平方メートルを超えるもの	店舗面積に対して、25平方メートル（店舗面積のうち5,000平方メートルを超える部分の面積に対しては、50平方メートル）ごとに1台
学習施設並びに教育及び趣味等の教授を目的とする施設	教室面積が300平方メートルを超えるもの	教室面積に対して、15平方メートル（教室面積のうち5,000平方メートルを超える部分の面積に対しては、30平方メートル）ごとに1台
スポーツ、体育及び健康の増進を目的とする施設	運動場面積が500平方メートルを超えるもの	運動場面積に対して、25平方メートル（運動場面積のうち5,000平方メートルを超える部分の面積に対しては、50平方メートル）ごとに1台
病院及び診療所	診療施設面積が300平方メートルを超えるもの	診療施設面積に対して、15平方メートル（診療施設面積のうち5,000平方メートルを超える部分の面積に対しては、30平方メートル）ごとに1台

2 混合用途施設で各用途の店舗面積、教室面積、運動場面積又は診療施設面積（以下「店舗等面積」という。）の合計が5,000平方メートルを超えるものについて、前項の規定を適用する場合においては、同項の表の右欄中「5,000平方メートル」とあるのは「当該店舗等面積に、5,000平方メートルが各用途の店舗等面積の合計に占める割合を乗じて得た面積」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により設置すべき自転車駐車場の規模に1台未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

4 第1項の表における店舗等面積の算定方法は、規則で定める。

（施設を増築する場合の自転車駐車場の設置）

第20条 指定区域内において、次に掲げる増築をしようとする者は、当該増築後の施設（当該施設のうち当該施設の敷地が指定区域となる前に建築された部分を除く。）を全て新築したものとみなして前条の規定により算定した自転車駐車場の規模から、現にこの条例により設置されている自転車駐車場の規模を控除した規模の自転車駐車場を設置しなければならない。

（1）指定用途に供する施設についての増築で、増築後の施設の規模が前条第1項の表の中欄に掲げる規模となるもの又は指定用途に供する施設で同表の中欄に掲げる規模のものについての増築

（2）増築後の施設が混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設を全て新築したものとみなして用途ごとに前条第1項の表の右欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が10台以上である場合に係るもの

（指定区域の内外にわたる施設に係る自転車駐車場の設置）

第21条 施設が指定区域の内外にわたる場合においては、当該施設のうち指定区域外に存する部分を存しないものとみなして、前2条の規定を適用する。

（自転車駐車場の構造等の基準）

第22条 第19条又は第20条の規定により設置される自転車駐車場は、次に掲げる基準に該当するものでなければならない。ただし、特殊な装置を用いる自転車駐車場で区長が適当と認めるものについては、第1号の規定を適用しないことができる。

（1）自転車又は特定小型原動機付自転車1台当たりの駐車面積が1平方メートル以上であること。

（2）利用者の安全及び自転車又は特定小型原動機付自転車の適切な駐車が確保されるものであること。

（自転車駐車場の設置の届出）

第23条 第19条又は第20条の規定により自転車駐車場を設置する者は、あらかじめ規則で定めるところにより、次に掲げる事項を区長に届け出なければならない。届け出た事項を変更する場合も、同様とする。

（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（2）施設の用途及び店舗等面積

（3）自転車駐車場の位置及び規模

（4）自転車駐車場の構造及び設備

（5）その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出に際しては、自転車駐車場の位置図その他規則で定める図書を提出しなければならない。

（付置義務の特例）

第24条 区が、次の各号のいずれにも該当する場合において、第19条又は第20条の規定により自転車駐車場を設置しなければならないこととなる者（以下「付置義務者」という。）に係るこれらの規定による自転車駐車場（以下「付置義務自転車駐車場」という。）の規模を含めて公共自転車駐車場を設置したときは、付置義務者は、付置義務自転車駐車場を設けたものとみなす。

（1）付置義務自転車駐車場と区が設置しようとする自転車駐車場とを一体として設置し、及び管理することが、公有地の有効活用を図るとともに、第1条の目的を達成するために必要であると認められるとき。

- (2) 一体として設置し、及び管理することにより、区が設置しようとする自転車駐車場に必要な規模が損なわれないものであるとき。
 - (3) 付置義務者が付置義務自転車駐車場に係る設置費用その他区長が定める経費を負担するとき。
 - (4) 一体として設置し、及び管理する自転車駐車場が当該付置義務者に係る施設から第19条第1項に規定する距離の範囲内にあるとき。
- 2 区長は、次の各号のいずれかに該当する施設については、規則に定めるところにより、付置義務自転車駐車場の設置を免除し、又はその規模を変更することができる。
- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校であって、自転車による通学が学則等で禁じられ、かつ、自転車の放置を防止するための方策が講じられているもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、自転車駐車場を設置しないこと、又はその規模を変更することに特別な理由があると区長が認める施設

(自転車駐車場の管理)

第25条 付置義務自転車駐車場の所有者又は管理者は、当該付置義務自転車駐車場をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査等)

第26条 区長は、第19条から前条までの規定を施行するため必要な限度において、施設又は自転車駐車場の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、施設若しくは自転車駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第27条 区長は、第19条、第20条、第22条又は第25条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、自転車駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した書面により行うものとする。

(公表)

第28条 区長は、施設又は自転車駐車場の所有者又は管理者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を公表することができる。

(1) 第26条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(2) 前条第1項の規定による区長の命令に従わないとき。

(罰則)

第29条 第27条第1項の規定による区長の命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金に処する。

2 第23条第1項の規定に違反した者及び第26条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

(委任)

第32条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付則(平成25年9月30日条例第45号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条から第20条まで及び第23条第1項第2号の改正規定、第24条を削る改正規定並びに第24条の2に1項を加え、同条を第24条とする改正規定並びに次項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第18条から第20条までの規定は、平成26年4月1日以後に施設の新築又は増築に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知(以下「確認申請等」という。)をするものについて適用し、同日前に施設の新築又は増築に係る確認申請等をするものについては、なお従前の例による。

● 墨田区自転車等の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則【抜粋】(令和7年1月1日改正)

(店舗等面積の算定方法)

第26条 店舗等面積は、次の各号に掲げる用途ごとに当該各号に定めるものの床面積を合計した面積とする。

(1) 遊技場及びカラオケボックス 遊技室、景品交換所、受付所、個室、待合室、厨房及びこれらに類するもの

(2) 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗及び飲食店 売場、売場間の通路、ショーウィンドー、ショールーム、承り所、物品加工修理場(生鮮食品の加工を行うものを含む。)、飲食の用に供する部分、厨房及びこれらに類するもの

(3) 銀行等金融機関 銀行室、待合室、応接室、現金自動受払機設置室、ショーウィンドー及びこれらに類するもの

(4) 学習施設並びに教育及び趣味等の教授を目的とする施設 教室、講堂、実習室、図書室、資料室、集会室及びこれらに類するもの

(5) スポーツ、体育及び健康の増進を目的とする施設 競技室、運動場、練習場、マッサージ室、更衣室、浴室、休憩室、観覧場及びこれらに類するもの

(6) 病院、診療所 診療室、施術室、待合室、会計所及びこれらに類するもの

(自転車駐車場設置の届出)

第27条 条例第23条第1項の規定による自転車駐車場の設置又は変更の届出は、自転車駐車場設置・変更届(第15号様式)により行うものとする。

2 条例第23条第2項の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 配置図

(2) 施設の各階平面図

(3) 店舗等面積の計算書

(4) 自転車駐車場の平面図

(5) 自転車駐車場の構造図(特殊な装置を用いる自転車駐車場に限る。)

(自転車駐車場設置の免除等の手続)

第28条 条例第24条第2項の規定により、付置義務自転車駐車場の設置の免除又は規模の変更をしようとする者は、自転車駐車場設置の免除・規模の変更申請書(第16号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請書が提出された場合は、その内容を審査し、承認することと決定したときは自転車駐車場設置の免除・規模の変更承認決定通知書（第17号様式）を、承認しないことと決定したときは自転車駐車場設置の免除・規模の変更不承認決定通知書（第18号様式）を当該申請者に交付するものとする。

（自転車駐車場の設置完了届）

第29条 付置義務自転車駐車場の設置者は、当該設置を完了したときは、速やかに自転車駐車場設置完了届（第19号様式）を区長に提出しなければならない。

（身分証明書）

第30条 条例第26条第2項の規定による証明書は、身分証明書（第20号様式）とする。

（措置命令書）

第31条 条例第27条第2項に規定する書面は、措置命令書（第21号様式）とする。

（公表の方法）

第32条 条例第28条の規定による公表は、墨田区役所の門前掲示場に掲示する等の方法により行うものとする。

（補足）

第33条 この規則の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

● 墨田区自転車駐車場の付置義務に関する指導要綱（令和7年1月1日改正）

（趣旨）

第1条 この要綱は、墨田区自転車等の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和59年墨田区条例第35号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定により設置を義務付ける自転車駐車場の設置場所、構造、店舗等面積の算定方法、管理等について、墨田区自転車等の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則（昭和60年墨田区規則第16号。以下「規則」という。）第33条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（設置場所）

第2条 自転車駐車場を設置する場所は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、法令等により避難通路又は公共の用に供するものとされている場所に自転車駐車場を設置することはできない。

- （1）施設又は敷地内に設置する場合 地上の施設出入口付近の利用者が駐車しやすい場所とすること。ただし、やむを得ず地下又は2階以上に設置するときは、自転車及び特定小型原動機付自転車を運搬することができるベルトコンベアー、エレベータ等を設置するものとする。
- （2）施設からおおむね50m以内に設置する場合 施設の出入口付近等利便性に配慮した場所とすること。この場合においては、自転車駐車場への誘導案内の措置を講ずるものとする。

（自転車駐車場の駐車台数）

第3条 自転車駐車場の駐車台数は、施設の利用者が自由に駐車することができる台数を確保するものとする。この場合において、施設の利用者とは別に、施設の管理者及び従業員並びに居住者専用の自転車駐車場を設けるときは、駐車台数には含めない。

（自転車駐車場の構造等）

第4条 条例第22条に規定する自転車駐車場の構造等の基準は、次に掲げるとおりとする。

- （1）駐車スペース及び通路には、簡易な舗装を施し、平坦性を確保すること。
 - （2）自転車駐車場の通路の幅は、おおむね1.5メートル以上とすること。
 - （3）自転車又は特定小型原動機付自転車1台当たりの駐車スペースは、幅0.6メートル及び長さ1.8メートルを標準とし、かつ、面積を1平方メートル以上とすること。
- 2 前項の規定にかかわらず、ラック等特殊な装置の設置により自転車を収容する場合は、自転車1台当たりの駐車スペースは、当該装置の仕様によるものとしてとることができる。この場合において、特定小型原動機付自転車の利用者に配慮して、前項第3号による駐車スペースを1台以上設けることに努めるものとする。
- 3 自転車駐車場には、その名称、管理者、使用上の注意等を記載した利用看板を掲げるものとする。
- 4 自転車駐車場には、必要に応じて、当該自転車駐車場と外部とを区別する柵、白線、照明設備等を設けるものとする。

（店舗等面積の基準）

第5条 規則第26条に規定する店舗等面積の算定に当たっては、次に掲げるとおりとする。

- （1）風除室、利用者用トイレ等主として利用者が立ち入る部分は、面積に含めること。
- （2）従業員専用の休憩室及びトイレ、事務室、機械室、避難通路等利用者が立ち入らない部分は、面積に含めないこと。
- （3）階段、エレベータ、エスカレータ等の昇降設備は、面積に含めないこと。
- （4）屋上及び塔屋については、面積に含めないこと。ただし、当該部分で遊技場、売場、運動場、飲食の用に供する部分等については、面積に含めること。

（付置義務の特例）

第6条 条例第24条第2項第2号に規定する区長が特別な理由があると認める施設は、次のとおりとする。

- （1）自動車を販売する施設
- （2）前号に掲げるもののほか、その他自転車及び特定小型原動機付自転車の利用がないと客観的に認められる施設

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、自転車駐車場の設置等について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

自転車駐車場設置・変更届

墨田区長 あて

住 所

設置者 代表者名

電話番号

下記のとおり自転車駐車場の設置
変更 について、墨田区自転車等の利用秩序及び自転車駐車場の整備に

関する条例第23条の規定により届け出ます。

記

1 施設関係

所 在 地	墨田区 丁目 番 号		
施設の用途	(1) 遊技場及びカラオケボックス (2) 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗及び飲食店 (3) 銀行等金融機関 (4) 学習施設並びに教育及び趣味等の教授を目的とする施設 (5) スポーツ、体育及び健康の増進を目的とする施設 (6) 病院及び診療所		
設 置 区 分	(1) 新 設 (2) 増 築 (3) 用途変更		
建築延べ面積	㎡		
店舗等総面積	㎡	内 訳	㎡
			㎡
			㎡
			㎡

2 自転車駐車場

設 置 場 所	墨田区 丁目 番 号		
駐車場面積	㎡	収容台数	平 置 式 台
			ラック式 台

3 工事

完了予定年月日	年 月 日
---------	-------

4 設計担当者

会 社 名		担 当 者	
所 在 地		電話番号	

5 添付書類

- (1) 配置図
- (2) 施設の各階平面図
- (3) 店舗等面積の計算書
- (4) 自転車駐車場の平面図
- (5) 自転車駐車場の構造図（ラック等特殊な装置を用いる場合に限る。）

自転車駐車場設置完了届

墨田区長 あて

住 所

設置者 代表者名

電話番号

下記のとおり自転車駐車場の設置を完了したので、墨田区自転車等の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則第 29 条の規定により届け出ます。

記

1 自転車駐車場

設 置 場 所	墨田区 丁目 番 号		
駐車場面積	㎡	収容台数	平 置 式 台
			ラック式 台

2 建築物

確認申請受付	年 月 日	第 号
確 認	年 月 日	第 号
検 査	年 月 日	

3 自転車駐車場設置完了年月日

設置完了日	年 月 日
-------	-------

4 設計担当者

会 社 名		担 当 者	
所 在 地		電話番号	

5 添付書類

- (1) 配置図
- (2) 施設の各階平面図
- (3) 店舗等面積の計算書
- (4) 自転車駐車場の平面図
- (5) 自転車駐車場の構造図（ラック等特殊な装置を用いる場合に限る。）
- (6) 自転車駐車場の完了状況を示す写真